

<補助資料：法令遵守等の事故減点基準>

安全管理が不適切であったことから『死傷者を生じさせた工事関係者事故』又は『重大な損害を与えた公衆損害事故』が発生した場合に適用される
減点の目安

措置内容	点数	目安
指名停止3ヶ月以上	-20	死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故が発生し、「有資格業者に対する指名停止に関する要綱（以下「指名停止要綱」という。）」に基づく措置があった場合に、その措置内容に応じて減点となります 【注意】ここでの「文書注意」「口頭注意」は指名停止要綱によるものであり、事故調査委員会の技術的所見（文書指導）をそのまま反映させるものではありません
指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15	
指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13	
指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10	
文書注意	-8	
口頭注意	-5	
工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	-3	死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故が発生し、指名停止要綱に基づく措置は行われなかったものの、安全管理の措置に不適切が認められた場合に減点となります
該当なし	0	死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故が発生したものの、安全管理の措置に不適切が認められなかった場合は、減点にはなりません
対象外の事故	—	法令遵守等における減点の対象外とする事故は以下のとおりです ・ もらい事故 ・ 輸送作業中のもらい事故 ・ 工事関係者の通勤中の交通事故 ・ 物損公衆災害の調査対象事故※以外の事故 ※調査対象事故の定義は「仙台市局区等事故調査委員会設置要綱」による